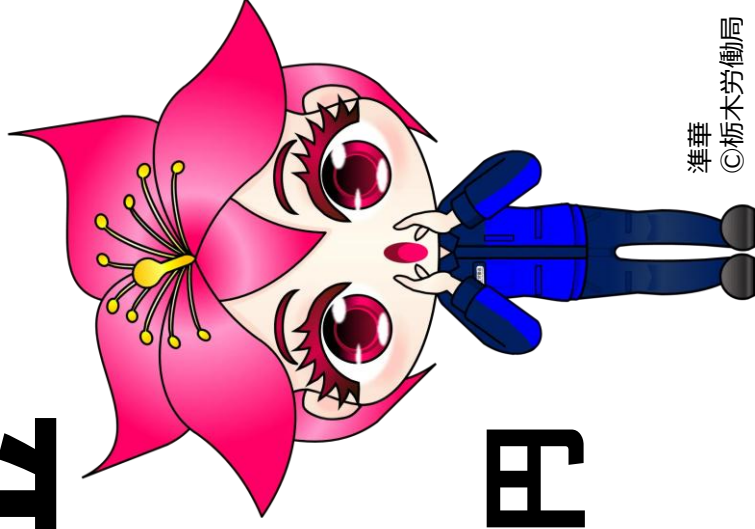


栃木県最低賃金 12, 円 時間額



発効日：令和8年10月1日

ちゃんとチェック！ 働く人も、雇う人も確認を忘れずに
(最低賃金は常時作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなければなりません)

- ◎ 栃木県内で事業を営むすべての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ◎ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・臨時に支払われる賃金及び時間外割増賃金等は含まれません。
- ◎ 詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話028-634-9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

栃木労働局
最低賃金特集ページ



栃木県の最低賃金

ちゃんとチェック最低賃金☑

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに！

※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。



最低賃金
特設ページ

準華

©栃木労働局

地域別最低賃金

効力発生日：令和8年10月1日

栃木県最低賃金

時間額(円)

1,125

特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。
(一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円) 効力発生日	適用産業 (日本標準産業分類(令和6年4月1日施行)による。)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	1,159 令和7年12月31日	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	令和8年 10月1日以降 当面の間、 栃木県 最低賃金 (1,125) が適用されて います。 (注) 令和8年の改 正は審議中です。	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 (建設用ショベルトラ ック製造業、繊維機械 製造業(縫製機械製造 業を除く。))を除く。)) E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機 械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。)) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り・被覆のはく離・組線・ 結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業		E28 電子部品・デバイス・ 電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 (電池製造業、電気計 測器製造業、その他の 電気機械器具製造業を 除く。)) E30 業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。)) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない簡易な組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の 切り・被覆のはく離・組線・巻線・ 結束の業務 (注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
自動車・同附属品製造業		E311 自動車・同附属品製造 業	
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・ 医療用品製造業、光学機 械器具・レンズ製造業、医 療用計測器製造業、時計・ 同部分品製造業		E273 計量器・測定器・分析 機器・試験機・測量機 械器具・理化学機械器 具製造業(理化学機械 器具製造業を除く。)) E274 医療用機械器具・医療 用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ 製造業 E2973 医療用計測器製造業(心 電図製造業を除く。)) E323 時計・同部分品製造業	
各種商品小売業	令和8年の改正はありません。 (注) 令和8年10月1日以降、 栃木県最低賃金(時間額 1,125円) が適用されています。		

* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。